

ISSUE BRIEF

諸外国の FTA 政策 —韓国、米国、中国の事例—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 618 (2008. 6. 12.)

はじめに

I 韓国の FTA 政策

- 1 FTA を巡る通商政策の変遷
- 2 韓国の FTA 戦略
- 3 韓国の FTA 交渉体制

II 米国の FTA 政策

- 1 FTA を巡る通商政策の変遷
- 2 米国の FTA 戦略
- 3 米国の FTA における特徴

III 中国の FTA 政策

- 1 FTA を巡る通商政策の変遷
 - 2 中国の FTA 戦略
- おわりに

世界的に FTA 締結件数が急増するなか、日本でも FTA 締結に向けた動きが活発化している。日本の FTA 政策は、交渉相手国に東アジア諸国が多いなどの特徴を有しているが、諸外国の FTA 政策も、それぞれの国の抱える事情を反映し、様々な特徴を有している。また、諸外国の FTA 政策動向の変化が、各国の通商関係を変化させ、日本に大きな影響を与えることも考えられよう。

本稿では、日本にとって重要な貿易相手国である韓国、米国、中国の 3 カ国を例として取り上げ、各国の FTA を巡る通商政策の変遷や、FTA 交渉相手国の特徴、FTA の交渉体制などを紹介することで、今後の日本の FTA 政策を考える上での参考としたい。

経済産業課

うえだ だいすけ
(植田 大祐)

調査と情報

第 6 1 8 号

はじめに

世界的にFTA（Free Trade Agreement：自由貿易協定）締結件数が急増するなか¹、貿易自由化のさらなる推進を目的として、日本でもFTA/EPA（Economic Partnership Agreement：経済連携協定）²を巡る動きが活発化している。これまでの交渉相手国を見ても分かる通り（表1参照）、日本のEPA政策は、東アジア地域を重視していく方針をとっている³。これは、今後も東アジア経済の高成長が見込まれるため、東アジア地域と緊密な通商関係を構築・維持しておくことは、日本にとって大きなメリットがあるからである⁴。また、日本企業の東アジア地域における分業体制の深化などに見られるように、既に東アジア地域では、実態として域内経済の一体化が進展している。こうした経済実態を制度面から支える意味でも、東アジア地域とのEPAは重要であると考えられている⁵。

諸外国におけるFTA政策も、それぞれの国の抱える事情を背景として、様々な特徴を有している。また、諸外国のFTA政策動向の変化が、各国の通商関係を変化させ、日本に大きな影響を与えることも考えられよう。

本稿では、日本にとって重要な貿易相手国である韓国、米国、中国を例に取り上げ、FTAを巡る通商政策の変遷や、各国のFTA政策の特徴などを紹介し、今後の日本のEPA政策を考える上での参考としたい。

表1 日本のEPA交渉スケジュール（2008年6月現在）

相手国・地域	交渉開始	署名	発効
シンガポール	2001/01/31	2002/01/13	2002/11/30
メキシコ	2002/11/18	2004/09/17	2005/04/01
マレーシア	2004/01/13	2005/12/13	2006/07/13
フィリピン	2004/02/04	2006/09/09	--
タイ	2004/02/16	2007/04/03	2007/11/01
チリ	2004/02/23	2007/03/27	2007/09/03
インドネシア	2005/07/14	2007/08/20	--
ブルネイ	2006/06/26	2007/06/18	--
ASEAN（東南アジア諸国連合）	2005/04/13	2008/04/14	--
韓国	2003/12/22	--	--
GCC（湾岸協力会議）	2006/09/21	--	--
ベトナム	2007/01/16	--	--
インド	2007/01/31	--	--
オーストラリア	2007/04/23	--	--
スイス	2007/05/18	--	--

（出典）外務省『経済連携協定（EPA）／自由貿易協定（FTA）』<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>>; 経済産業省『対外経済政策総合サイト』<http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/index.html>; その他各種新聞・雑誌記事などにに基づき、筆者作成。

- 注（1）交渉開始日は、第1回政府間交渉が開催された日付とした。
 （2）空欄部分は未署名・未発効であることを示す。
 （3）GCC（湾岸協力会議）は、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦の6カ国を指す。
 （4）シンガポールとのEPAでは、協定内容の一部を改正する改正議定書が、2007年3月19日に署名され、同年9月2日に発効している。

¹ WTO, “Regional Trade Agreements: Facts and Figures”<http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/regfac_e.htm> なお、本稿におけるインターネット情報は、全て2008年6月3日時点のものである。

² 日本では、物品・サービス貿易の自由化に加え、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等、幅広い経済関係の強化を目的とする協定を、EPAと呼んでいる（外務省『日本の経済連携協定（EPA）交渉—現状と課題—』2008.6, p.3<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/kyotei_0703.pdf>を参照）。EPAは本来、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とするFTAよりも包括的な概念であるとされるが、本稿では、一般的な自由貿易協定については“FTA”、日本が関係するFTAについては“EPA”の名称を使用することとする。

³ 経済連携促進関係閣僚会議『今後の経済連携協定の推進についての基本方針』2004.12.21<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/hoshin_0412.html#kijyun>

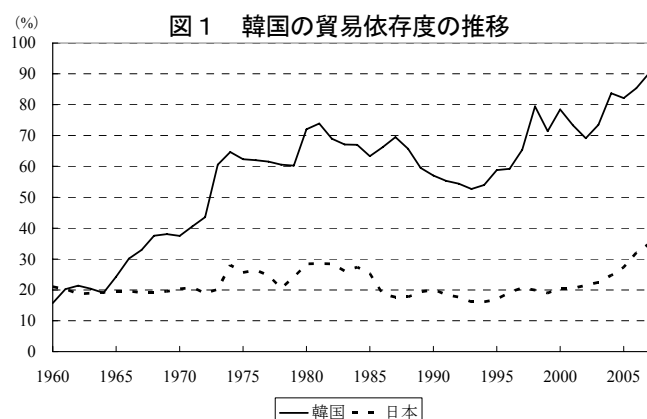
⁴ 浦田秀次郎「日本のFTA戦略」『フィナンシャル・レビュー』81号, 2006.4, p.37.

⁵ 経済産業省『通商白書2007』時事画報社, 2007, pp.90-154.

I 韓国のFTA政策

1 FTAを巡る通商政策の変遷

第二次世界大戦後、韓国は輸出主導による経済成長を遂げてきた。「漢江の奇跡⁶」と呼ばれる高度経済成長期においても、輸出の果たした役割は大きかったとされ⁷、韓国の貿易依存度は非常に高いのが特徴である(図1参照)。韓国がこのような活発な貿易を展開できたのは、GATT (General Agreement on Tariffs and Trade : 関税及び貿易に関する一般協定)、



(出典) World Bank, "World Development Indicators 2008" <<http://go.worldbank.org/U0FSM7AQ40>> ; The Bank of Korea, "Economic Statistics System" <<http://ecos.bok.or.kr/>> ; 内閣府『国民経済計算』 <<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>> ; 財務省・日本銀行『国際収支状況』 <<http://www.mof.go.jp/1c004.htm>> に基づき、筆者作成。

(注) ここでの貿易依存度とは、各年における財・サービスの輸出と輸入を加えた金額を、GDPで除した値とした。

WTO (World Trade Organization : 世界貿易機関) の下に確立された多角的貿易体制によるところが大きい⁸。実際、韓国は長きに亘り、多角的貿易体制を支持していた。1996年にシンガポールで開催された第1回WTO閣僚会議においても、韓国はFTAなどの地域経済統合に対して懸念を表明し、地域経済統合への規制強化を主張している⁹。

しかし、1997年のアジア通貨危機¹⁰を境に、韓国のFTAに対するスタンスは変化する。危機の影響で韓国経済が不振を極めるなか、相対的に順調であった輸出により経済は軟着陸し、貿易の重要性に改めて注目が集まった¹¹。折しも、WTO交渉の難航を受け、世界ではFTA締結件数が増加しており、FTAを締結しないことに起因する韓国企業の競争力低下や輸出市場の喪失を防ぐ必要が生じていた。また、韓国経済の非効率性によりアジア通貨危機の影響が深刻化したとの判断から、経済の体質強化を目的として、積極的な市場開放・自由化が図られることとなった¹²。こうした情勢から、それまで顧みられることのなかったFTAが脚光を浴びることとなっていったのである。

⁶ 1960年代の朴正熙大統領時代から始まった高度経済成長期を指す。

⁷ The Ministry of Foreign Affairs and Trade, 2006 *Diplomatic White Paper*, Seoul: The Ministry of Foreign Affairs and Trade, 2006, p.153.

⁸ 同上; 奥田聡「韓国—韓米FTA交渉にみる国内調整の難しさ」東茂樹編『FTAの政治経済学』アジア経済研究所, 2007, pp.23-25; 高龍秀「韓国のFTA政策」渡辺利夫編『東アジア市場統合への道—FTAへの挑戦と課題』勁草書房, 2004, p.228.などを参照。

⁹ WTO, "Document Online" <http://docsonline.wto.org/gen_home.asp>, WT/MIN(96)/ST/63.

¹⁰ 1997年7月、タイを震源地として発生し、その後東アジア諸国を襲った通貨危機。韓国においても、財閥系企業の破綻などが相次ぎ、1998年の韓国経済は6.7%のマイナス成長となった(国宗浩三編『アジア通貨危機—その原因と対応の問題点』アジア経済研究所, 2000, pp.23-81; 高龍秀「通貨危機以降の韓国における構造改革」『ERINA Discussion Paper』No.0201, 2002.4, pp.1-18などを参照)。

¹¹ 奥田聡『韓米FTA—韓国対外経済政策の新たな展開』アジア経済研究所, 2007, pp.8-9.

¹² 『日中韓・ASEAN広域協力とFTAの可能性』日本経済研究センター, 2005, p.164.

2 韓国のFTA戦略

2003年9月、盧武鉉政権（当時）は、「同時多発的なFTA推進」をモットーとし、FTA交渉の相手国の選定基準などを示した、「FTAロードマップ」を策定した。「同時多発的なFTA推進」戦略には、他国と比較して出遅れていたFTA締結の推進状況を短時間で挽回し、個別のFTAで被害が予想される産業のマイナス効果を相殺する意図がある¹³。

「FTAロードマップ」は2004年5月に補完・拡張され、現在の韓国のFTA政策は、このロードマップに基づいて策定されている¹⁴。交渉の戦略としては、まず地域・大陸別の橋頭堡となる国家とのFTA締結を優先し、ついで巨大経済圏とのFTA、将来有望な開発途上国とのFTAの順で締結を目指すこととされている¹⁵。実際、韓国がこれまで締結してきたFTAのうち、既に発効しているチリ、シンガポール、EFTA（欧州自由貿易連合）とのFTAは、それぞれ南米、アジア、欧州大陸における橋頭堡との位置付けがなされており、その他の交渉相手国も、韓国からは比較的遠距離の国が選ばれているのが特徴である¹⁶（次頁表3参照）。

日韓FTA交渉の頓挫¹⁷など、韓国のFTA政策は必ずしも全て「FTAロードマップ」に従って展開されてきたとは言えない。しかし、米国とのFTA締結に見られるように、FTAの経済効果を優先させた積極的な政策の展開は、初期段階での戦略の提示と現実のフィードバックという仕組みがうまく働いた結果として、一般に評価されている¹⁸。

3 韓国のFTA交渉体制

（1）チリとのFTAにおける批准遅延

2003年2月に締結された韓国初となるチリとのFTAでは、FTA署名後に農業団体や農村出身議員の猛烈な反対により批准案が3度も否決されるなど、批准が困難を極めた¹⁹。こ

表2 韓国の「FTAロードマップ」

基本目標	対外部門での経済成長の動力確保
相手国の選定基準	1. 経済的妥当性
	2. 政治・外交的含意
	3. 相手国の締結意思
	4. 巨大・先進経済圏とのFTA締結に役立つ国家
締結戦略	1. 重要な国家と同時多発的に締結
	2. 巨大・先進経済圏との締結
時期別	短期
対象国家	中国、米国、EU、日中韓FTA、東アジアFTA等

（出典）「韓国のFTAロードマップと補完課題」『日韓経済協会協会報』393号、2005.2, p.33；前掲注(12) p.164に基づき、筆者作成。

（注）2003年9月に策定され、2004年5月に補完・拡張された内容を整理した。

¹³ 浦田秀次郎ほか『FTAガイドブック2007』ジェトロ、2007, p.148。

¹⁴ ただし、韓国政府は「FTAロードマップ」の全文を公開していない。このような状況は、韓国国民に対する説明責任、研究者等による政策の検証の観点から、望ましくないと指摘されている（中島朋義「韓国のFTA政策—その概括と経済効果分析—」『ERINA Discussion Paper』No. 0704, 2007.10, pp.1-2<<http://www.erina.or.jp/jp/Research/dp/pdf/0704.pdf>>を参照）。

¹⁵ 奥田 前掲注(8), p.27。

¹⁶ 奥田 前掲注(11), p.15。

¹⁷ 2003年12月に始まった交渉は、農水産部門の自由化などを巡る対立から、2004年11月の第6回交渉以降、中断している（深川由起子「日韓自由貿易協定（FTA）交渉再出発への課題」『フィナンシャル・レビュー』81号、2006.4, pp.103-124などを参照）。

¹⁸ 中島 前掲注(14), p.5。

¹⁹ 奥田 前掲注(11), pp.18-19；金庚美「FTAと国内政治—日韓FTA政策の比較から」『国際関係論研究』26号、2007.3, pp.32-33。

表3 韓国のFTA交渉スケジュール(2008年6月現在)

相手国・地域	交渉開始	署名	発効
チリ	1999/12/14	2003/02/15	2004/04/01
シンガポール	2004/01/27	2005/08/04	2006/03/02
EFTA	2005/01/18	2005/12/15	2006/09/01
米 国	2006/06/05	2007/06/30	--
ASEAN	2005/02/23	2006/05/16	2007/06/01
カナダ	2005/07/28	--	--
インド	2006/03/23	--	--
日 本	2003/12/22	--	--
メキシコ	2006/02/07	--	--
EU	2007/05/07	--	--

(出典) ジェトロ『韓国 経済動向』<http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/kr/basic_03/>; 韓国外交通商部 HP<<http://www.fta.go.kr/user/>>; その他各種新聞・雑誌記事などに基づき、筆者作成。

- 注 (1) 交渉開始日は、第1回政府間交渉が開催された日付とした。
 (2) 空欄部分は未署名・未発効であることを示す。
 (3) ASEAN との FTA で発効済なのは、タイを除く国との商品貿易分野のみ(ただし、タイとも2007年12月25日に交渉妥結)。

これは、韓国政府が事前に農業団体と十分な情報共有を行わなかったため、交渉過程に農業団体の意見が反映されず、条文が具体化してから一気に不満が噴出したものと指摘されている²⁰。チリとのFTAにおける批准遅延を受け、2004年6月には、FTAの交渉体制や発効までの手続きの整備を目的として、「自由貿易協定締結手続き規定」(大統領訓令121号)が制定されることとなった。

(2) 交渉体制の整備

「自由貿易協定締結手続き規定」の制定により、FTA政策の基本方針などを審議するFTA推進委員会が設置され、その下に関係省庁の次官級14名以内などから構成されるFTA実務推進会議、対外経済専門家などから構成されるFTA民間諮問会議が設置されることとなった²¹。また、国民に対する情報提供や利害関係者からの意見聴取のため、交渉開始前には必ず公聴会を実施することが明文化された²²。2004年10月には政府組織も大幅に改編され、外交通商部の通商交渉本部²³傘下に、自由貿易協定局(FTA局)が新設された。同局は、財政経済部、産業資源部などの通商関連政府関係者や、弁護士、国内外民間専門家など約30名で構成されている。これらの一連の体制整備により、韓国におけるFTAの交渉主体は、外交通商部に一本化されることとなった²⁴。現在の韓国のFTA交渉体制については、交渉スピードが速く、思い切った決断も可能であるが、外交通商部と各々の産業を所管する省庁や関係団体などとの間で調整が十分に行われていないため、省庁間の足並みの乱れや意見対立が生じている場合があるとの指摘がなされている²⁵。一方、日本のEPA交渉は、韓国とは対照的に、外務省、経済産業省、農林水産省、財務省の4省体制で行われている。日本の交渉体制は、意思決定や省庁間の調整に時間を要する反面、交渉過程において省庁間の足並みの乱れや政府と関係団体との軋轢が生じにくいという特徴があるとされている²⁶。

²⁰ 金 同上, pp.38-39.

²¹ 奥田 前掲注(11), pp.11-12; 浦田ほか 前掲注(13), p.149; 尾池厚之・馬場誠治「韓米FTA合意と日本及び東アジア経済統合への影響」『貿易と関税』55巻7号, 2007.7, p.21. なお、米国とのFTAについては、その重要性を考慮し、他のFTAとは異なる特別体制が組まれ交渉が進められた。

²² 米国とのFTAでは、第1回公聴会が開催されたのが交渉開始発表前日であったため、農業団体の反発により公聴会が中断されるなどの混乱が起きている(「米国とFTA交渉を開始へ—08年の発効が目標—」『通商弘報』2006.2.3; 「韓・米FTA公聴会、2回目も討論には至らず—業界の意見は資料で明らかに」『通商弘報』2006.6.29などを参照)。

²³ 日本の外務省の外交渉機能と経済産業省の経済協定交渉機能を持つ政府組織(浦田ほか 前掲注(13), p.182, 脚注11参照)。

²⁴ 尾池・馬場 前掲注(21), p.21.

²⁵ 尾池・馬場 前掲注(21), p.22; 奥田 前掲注(11), pp.74-75.

²⁶ 金 前掲注(19), pp.36-39; 尾池・馬場 前掲注(21), p.22.

II 米国の FTA 政策

1 FTA を巡る通商政策の変遷

第二次世界大戦後、米国は無差別・多角原則を掲げてGATTの成立を主導し、関税引き下げ交渉をリードして世界貿易の拡大に寄与してきた。これは、1929年の世界恐慌時、自国産業保護を目的として、スムート・ホーレー法（1930年関税法）により関税を究極的に高めたことが、各国の報復的な関税引き上げにつながり、国際貿易の停滞や世界恐慌の悪化、ひいては第二次世界大戦勃発を招いたとの反省があったためである²⁷。

しかし、1982年にジュネーブで開催されたGATT閣僚会議において、1973-79年の東京ラウンドからの一層の貿易自由化について合意が得られなかったことに不満を持った通商代表部（Office of the United States Trade Representative: USTR）は、「ツートラック・アプローチ」の採用へと傾いていった。これは、GATTを通じたさらなる多角的貿易自由化を支持する一方で、GATT以上の経済統合を望む国とは、特惠的な貿易協定を締結していくというものである²⁸。「ツートラック・アプローチ」の下、米国はイスラエルとのFTA、カナダとのFTA、NAFTA（北米自由貿易協定）などを発効させていった²⁹。クリントン政権下においても、FTAは多国間主義と並んで通商政策の柱とされ、ヨルダンとのFTA批准、シンガポール、チリなどとの交渉開始など、積極的にFTA政策を推進していった³⁰。

現在のブッシュ政権の下では、2002年10月、ゼーリックUSTR代表（当時）により「競争的自由化（Competitive Liberalization）³¹」戦略が掲げられ、WTO交渉とFTA交渉を同時かつ積極的に推進していくことが表明された³²。しかし、2006年11月の中間選挙の結果、上院、下院ともに、通商政策に関して保護主義的とされる民主党の多数派支配が実現している。最近では、2008年11月の大統領選に向けて、NAFTA批判やコロンビア、ペルーとのFTAに関する審議遅延など、保護主義的な動きも目立ってきており、今後の通商政策の動向が注目される³³。

2 米国の FTA 戦略

米国のFTA戦略は、単に経済的要因だけではなく、外交・安全保障上の要因が色濃く反

²⁷ アン・O. クルーガー（星野岳穂ほか訳）『アメリカ通商政策と自由貿易体制』東洋経済新報社、1996、pp.29-41. (Anne O. Krueger, *American Trade Policy: A Tragedy in the Making*, 1995) ; 中川治生「米国議会と通商法及びガット—国際約束と米国通商法等との関係-3-」『貿易と関税』41巻11号、1993.11、p.69などを参照。

²⁸ クルーガー 同上、pp.142-143 ; 中村綱雄「戦後の米国通商政策の展開」『海外事情研究所報告』33号、1999.3、p.124.

²⁹ 『主要な自由貿易協定の現状と法的分析』日本機械輸出組合、2000、p.18.

³⁰ 佐々木高成「米国通商政策におけるFTA—その戦略性とアジア通商体制」『国際貿易と投資』52号、2003.夏、pp.7-8.

³¹ 米国やEUといった大国（地域）が、小国（小経済圏）と貿易上の特惠的な協定を締結することにより、貿易障壁をより低くし、最終的には多角的交渉（WTO交渉）に刺激を与え、これを推進する新たな原動力とするとの概念（「FTAの推進がマルチ交渉に刺激」『通商弘報』2003.5.15を参照）。

³² Robert B. Zoellick, "Globalization, Trade and Economic Security," Remarks at National Press Club, 2002.10.1<http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/USTR_Speeches/2002/asset_upload_file910_4237.pdf>

³³ 「民主党政権が誕生すると米国の通商政策は大幅に変更されるか?」『ジェトロセンサー』58巻686号、2008.1、p.9 ; 「NAFTA攻防 米・カナダ・メキシコ 自由貿易強調」『産経新聞』2008.4.23 ; 「米議会 FTA審議を凍結 対コロンビア 政権に痛手」『朝日新聞』2008.4.12などを参照。

映されるのが特徴である。米国初となったイスラエルとのFTAでは、1980年代にイスラエルが直面していた経済危機への対応を支援し、中東における同盟国としてイスラエルを強化する目的があったとされている³⁴。また、NAFTAについても、NAFTAから得られる経済的利益よりも、NAFTAによってメキシコの国内改革の後退に歯止めをかけ、隣国であるメキシコとの外交関係をより安定的なものにするという外交的利益の方が重要であったとの指摘もある³⁵。

米国がFTA交渉国を選定する際には、米国議会・産業界による支持や、USTRの人的リソースでの対応可能性といった基準の他にも、米国の外交・安全保障政策に対する相手国の支持の度合なども考慮される³⁶。そのため、これまで米国がFTA相手国として選んできた国・地域は、米国にとって地政学上重要な中東諸国、中南米諸国が多くなっているのが特徴である³⁷（表4参照）。

FTA締結における外交・安全保障上の要因重視を反映して、NAFTAを除けば、米国の貿易総額に占めるFTA相手国の割合は、極めて小さくなっている（次頁表5参照）。このような状況に対しては、米国議会や産業界の一部から、FTAにおける経済的利益の拡大を求める不満の声も上がっている³⁸。

3 米国のFTAにおける特徴

(1) 労働・環境に関する規定

米国の締結するFTAには、労働と環境に関する規定が盛り込まれているのが特徴である。労働に関する規定は、貿易拡大を目的とした労働基準の引き下げ禁止やILO（International

表4 米国のFTA交渉スケジュール（2008年6月現在）

相手国・地域	交渉開始	署名	発効	
イスラエル	1984/01	1985/04/22	1985/09/01	
カナダ	1986/05	1988/01/02	1989/01/01	
NAFTA	1991/06	1992/12/17	1994/01/01	
ヨルダン	2000/06	2000/10/24	2001/12/17	
シンガポール	2000/12	2003/05/06	2004/01/01	
チリ	2000/12	2003/06/06	2004/01/01	
オーストラリア	2003/03	2004/05/18	2005/01/01	
モロッコ	2003/01	2004/06/15	2006/01/01	
CAFTA-DR	エルサルバドル	2003/01	2004/08/05	2006/03/01
	ホンデュラス	2003/01	2004/08/05	2006/04/01
	ニカラグア	2003/01	2004/08/05	2006/04/01
	グアテマラ	2003/01	2004/08/05	2006/07/01
	ドミニカ共和国	2003/01	2004/08/05	2007/03/01
コスタリカ	2003/01	2004/08/05	--	
バレーン	2004/01	2004/09/14	2006/08/01	
オマーン	2005/03	2006/01/19	--	
ペルー	2004/05	2006/04/12	--	
コロンビア	2004/05	2006/11/22	--	
パナマ	2004/04	2007/06/28	--	
韓国	2006/06	2007/06/30	--	
SACU（南アフリカ関税同盟）	2003/06	--	--	
FTAA（米州自由貿易地域）	2003/11	--	--	
タイ	2004/07	--	--	
アラブ首長国連邦	2005/03	--	--	
マレーシア	2006/03	--	--	

（出典） USTR<<http://www.ustr.gov/>> ; SICE Trade Information System<http://www.sice.oas.org/agreements_e.asp> ; 滝井光夫「米国のFTA政策—その展開と課題」『国際貿易と投資』68号, 2007.夏, p.49 ; その他各種新聞・雑誌記事などに基づき、筆者作成。

- 注 (1) 交渉開始日は、第1回政府間交渉が開催された日付とした。
 (2) 空欄部分は未署名・未発効であることを示す。
 (3) CAFTA-DRとは、米国、エルサルバドル、ホンデュラス、ニカラグア、グアテマラ、ドミニカ共和国、コスタリカでのFTAを指す。
 (4) SACUとは、南アフリカ共和国、スワジランド、レソト、ナミビア、ボツワナの5カ国を指す。
 (5) FTAAとは、キューバを除く南北米大陸全域（34カ国）でFTA締結を目指す構想。交渉中断中。

³⁴ 前掲注(29), pp.37-44 ; 佐々木 前掲注(30), p.10-11.

³⁵ Paul Krugman, *Pop Internationalism*. Cambridge: MIT Press, 1996, pp.155-165.

³⁶ United States General Accounting Office, "International Trade: Intensifying Free Trade Negotiating Agenda Calls for Better Allocation of Staff and Resources," 2004.1<<http://www.gao.gov/new.items/d04233.pdf>>

³⁷ 佐々木高成「米国の対アジアFTA戦略」馬田啓一・木村福成編『検証・東アジアの地域主義と日本』文眞堂, 2008, pp.216-217 ; 浦田ほか 前掲注(13), p.205などを参照。

³⁸ 佐々木 同上, p.217.

表5 米国とFTA相手国との貿易関係（財貿易のみ）（単位：100万ドル、%）

		米 国 の 輸 出				米 国 の 輸 入			
		2006		2007		2006		2007	
		金 額	シェア	金 額	シェア	金 額	シェア	金 額	シェア
世 界		1,037,143	100%	1,162,708	100%	1,855,119	100%	1,953,699	100%
F T A 発 効 済 国	イスラエル	10,964	1.06%	13,019	1.12%	19,150	1.03%	20,812	1.07%
	カナダ	230,257	22.20%	248,437	21.37%	303,416	16.36%	313,111	16.03%
	メキシコ	134,167	12.94%	136,541	11.74%	198,259	10.69%	210,799	10.79%
	ヨルダン	650	0.06%	857	0.07%	1,422	0.08%	1,334	0.07%
	シンガポール	24,683	2.38%	26,284	2.26%	17,777	0.96%	18,395	0.94%
	チリ	6,790	0.65%	8,311	0.71%	9,560	0.52%	9,003	0.46%
	オーストラリア	17,782	1.71%	19,205	1.65%	8,300	0.45%	10,670	0.55%
	モロッコ	876	0.08%	1,343	0.12%	521	0.03%	610	0.03%
	エルサルバドル	2,157	0.21%	2,313	0.20%	1,856	0.10%	2,044	0.10%
	ホンデュラス	3,693	0.36%	4,462	0.38%	3,718	0.20%	3,911	0.20%
	ニカラグア	755	0.07%	890	0.08%	1,526	0.08%	1,604	0.08%
	グアテマラ	3,518	0.34%	4,076	0.35%	3,100	0.17%	3,032	0.16%
	パーレーン	491	0.05%	591	0.05%	632	0.03%	626	0.03%
	ドミニカ共和国	5,348	0.52%	6,091	0.52%	4,529	0.24%	4,219	0.22%
	合 計	442,131	42.63%	472,421	40.63%	573,766	30.93%	600,170	30.72%
参 考	韓 国	32,455	3.13%	34,703	2.98%	45,830	2.47%	47,566	2.43%
	日 本	59,649	5.75%	62,665	5.39%	148,091	7.98%	145,464	7.45%
	中 国	55,224	5.32%	65,238	5.61%	287,773	15.51%	321,508	16.46%

（出典）Department of Commerce, “Trade Statistics Express”<http://tse.export.gov/>に基づき、筆者作成。

Labour Organization：国際労働機関）の労働規約の遵守、環境に関する規定は、持続可能な開発原則の遵守や環境法規の強化などを求めるものである。これらの規定は、NAFTAの議会承認に際して、労働組合や環境団体の支持を得ることを狙いとして補完協定に盛り込まれたのが最初であるが³⁹、ヨルダンとのFTAでは協定本体の一部となり、以後米国が締結するFTA全てに含まれることとなった⁴⁰。

（２）知的財産権の保護規定

知的財産権の保護規定は、NAFTA以降に米国が締結したFTAには全て盛り込まれており、WTOのTRIPS協定（Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）⁴¹よりも高水準かつ詳細な内容となっている。刑事罰などの罰則規定や、緊急性がある場合でもジェネリック医薬品の輸入を制限できる規定が含まれているものもある⁴²。

（３）サービス貿易分野の自由化

米国が強い競争力を持つサービス貿易分野における自由化については、自由化対象をネガティブ・リスト方式⁴³で規定しているのが特徴である。これは、WTOのGATS（General Agreement on Trade in Services：サービス貿易一般協定）⁴⁴がポジティブ・リスト方式⁴⁵を採

³⁹ 佐々木高成「米国労働組合等の通商政策批判と影響」『国際貿易と投資』69号、2007.秋、p.27。

⁴⁰ 滝井光夫「米国のFTA政策—その展開と特色」『国際貿易と投資』68号、2007.夏、pp.58-59。

⁴¹ WTO協定の附属書1C。知的財産権について、内国民待遇、最恵国待遇等を規定している（田村次朗『WTOガイドブック』弘文堂、2006、pp.162-173などを参照）。

⁴² 滝井 前掲注(40)、p.58；山根裕子「途上国と米国FTAの知財条項—特許保護期間の延長制度と販売承認データ保護規定など」『貿易と関税』55巻3号、2007.3、pp.38-52。

⁴³ サービス貿易分野において、自由化しないサービス分野を予め列挙しておく方式。

⁴⁴ WTO協定の附属書1B。サービス貿易において、最恵国待遇、国内規制等を規定している（田村 前掲注(41)、

用しているのとは対照的である。ネガティブ・リスト方式で自由化対象を規定することにより、新規のサービスが市場に導入された場合、そのサービスは自動的に自由化の対象となる⁴⁶。

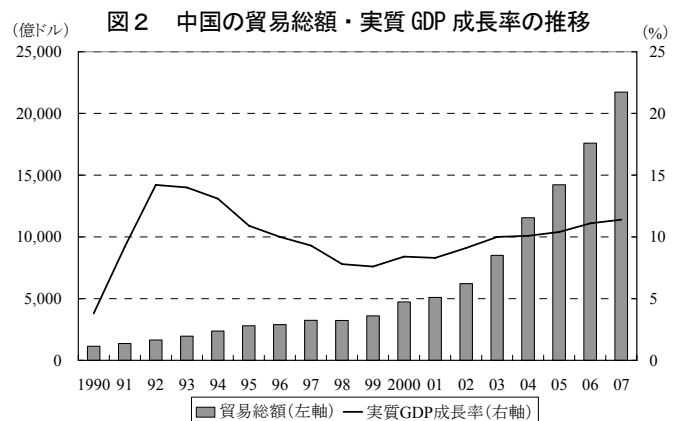
Ⅲ 中国の FTA 政策

1 FTA を巡る通商政策の変遷

中国は、実質GDP成長率が2003年から4年連続で10%を超えるなど、1978年の改革開放以降、年平均9%以上の高成長を続けている⁴⁷。このような中国の高成長を支えてきた要因の一つとして、貿易促進や外資導入を主要な内容とする対外開放政策の実行が挙げられている⁴⁸。特に、WTO加盟を果たした2001年以降の貿易拡大は著しく（図2参照）、中国経済はより一層対外依存を強めている傾向にある⁴⁹。

中国がFTAに対して積極的な姿勢を見せ始めたのも、WTO加盟を果たした2001年前後からである。それまでの中国は、必ずしもFTAに対して熱心ではなかった⁵⁰。そもそも中国は、1978年の改革開放以降、GATT/WTO加盟を通商政策の第一目標に掲げていた。市場経済と自由貿易をモットーとするWTOへの加盟を梃子に、計画経済のメカニズムを一掃し、国内経済の構造改革を促進するという狙いがあったためである。優先的に人的資源を集中せざるを得なかったWTO加盟が2001年に実現し、FTA交渉に臨む余地が生まれたことで、FTAに対する積極姿勢が可能となった⁵¹。

また、中国は、WTO加盟後15年間は、「非市場経済国⁵²」として扱われることになっている。これにより、中国製品は、ダンピングと認定されやすくなるなどの差別的待遇を受けることとなった⁵³。こういったデメリットをFTAで解消しようとするインセンティブも働いたと思われる



(出典) WTO, "Statistics database," <<http://stat.wto.org/Home/WSDBHome.aspx?Language=E>>; IMF, "World Economic Outlook Database April 2008 Edition," <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2008/01/weodata/index.aspx>> に基づき、筆者作成。

注 (1) 貿易総額は、財の輸出額と輸入額を加えた金額である。
(2) 2007年の実質GDP成長率は、IMFによる予測値である。

pp.148-161などを参照)。

⁴⁵ 自由化する分野を予め列挙しておく方式。

⁴⁶ 佐々木 前掲注(37), pp.223-224.

⁴⁷ 経済産業省 前掲注(5), p.39.

⁴⁸ 馬成三『現代中国の対外経済関係』明石書店, 2007, pp.51-81.

⁴⁹ 経済産業省 前掲注(5), p.39-50.

⁵⁰ 馬成三「中国のFTA戦略—WTO加盟後の対外開放の新展開」『Global Angle』25号, 2008.4, p.2; 張鴻「中国のFTA戦略」『国際開発研究フォーラム』33号, 2007.3, p.100.

⁵¹ 浦田ほか 前掲注(13), p.134; 張 前掲注(50), p.100.

⁵² 財の価格が、市場メカニズムではなく、国家により決定される国を指すと定義される（『メイド・イン・チャイナへの欧米流対抗策—対中国アンチダンピングを検証する』ジェトロ, 2007, p.18参照）。

⁵³ 同上, pp.7-122.

る⁵⁴。

1997年のアジア通貨危機も、中国がFTAへと舵を切る要因となったと指摘されている。アジア通貨危機の影響により国内経済の悪化を余儀なくされたことは、中国経済がアジア経済と密接な関係にあることや、経済発展を持続するには、アジア地域の安定に中国が主体的に関与していく必要があることなどを中国に改めて認識させたと考えられる⁵⁵。

2 中国のFTA戦略

(1) 東アジア地域重視

中国のFTA戦略は、東アジア地域を最重点地域として展開されているのが特徴である。中国は、東アジア地域における大国として、ASEANなどとのFTAを通じて積極的に地域経済協力に参加し、同地域における経済的プレゼンスを高める意図があるとされている⁵⁶。また、胡錦濤国家主席は、「与隣為善、以隣為伴（隣国と友好関係を結び、隣国をパートナーとする）」と呼ばれる外交政策を強調してきており、中国のFTA政策が東アジア地域を重視していることも、この外交政策の一環として位置付けられている⁵⁷。

(2) 政治的利益の重視

FTA締結に際しては、経済的要素だけではなく政治的要素も重視し、政治的に有利であれば経済的には柔軟に対応するのも、中国のFTA戦略の特徴である。中国と香港のCEPA（Closer Economic Partnership Agreement：経済貿易緊密化協定）⁵⁸では、既に香港が自由港であり、輸入品に対しては基本的に関税を課していないため、中国側の経済的メリットは小さい。にもかかわらず中国が香港とCEPAを締結したのは、CEPAを通じて香港経済を支援し、香港の社会的安定を維持することで、一国二制度の政治体制を支えることができると判断したからである⁵⁹。

また、ASEANとのFTAでは、ASEANが中国に対して政治的・経済的な脅威を感じていたため、交渉の難航が予想されていた。しかし、中国が農産品市場の開放前倒し⁶⁰などのメリットを提示することで、ASEANの態度を軟化させることに成功し、締結にこぎつけている。中国はこのFTAで、急速に進展する東

表6 中国のFTA交渉スケジュール（2008年6月現在）

相手国・地域	交渉開始	調印	発効
香 港	2002/01	2003/06/29	2004/01/01
マ カ オ	2003/06	2003/10/17	2004/01/01
ASEAN	2001/11	2004/11/29	2005/07/20
チ リ	2004/11	2005/11/18	2006/10/01
パ キ ス タ ン	2005/04	2006/11/24	2007/07/01
GCC（湾岸協力会議）	2004/07	--	--
ニュージーランド	2004/12	2008/04/11	--
オーストラリア	2005/05	--	--
シンガポール	2006/10	--	--
アイスランド	2007/04	--	--

(出典) ジェトロ『WTO・他協定加盟状況』<http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/cn/trade_01/>; ジェトロ『中国 経済動向』<http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/cn/basic_03/>; 浦田ほか前掲注(13), p.136; その他各種新聞・雑誌記事等に基づき、筆者作成。

- 注 (1) 交渉開始日は、第1回政府間交渉が開催された日付とした。
 (2) 空欄部分は未調印・未発効であることを示す。
 (3) ASEANについては、商品貿易協定の日付を掲載（サービス分野については、2007年1月14日調印、2007年7月1日発効）。

⁵⁴ 松本邦愛「ASEAN-中国のFTAの政治経済学」『中国-ASEANのFTAと東アジア経済』文眞堂、2007、p.21。

⁵⁵ 真家陽一「特別レポート 活発化する中国のFTA戦略」『ジェトロセンサー』55巻661号、2005.12、p.29。

⁵⁶ 朱炎「中国のFTA戦略とアジア各国への影響」『ESP』459号、2003.12、p.32。

⁵⁷ 「FTAを中心としたアジア戦略」『通商弘報』2006.3.28; 浦田ほか 前掲注(13) p.135; 馬 前掲注(50), p.4。

⁵⁸ FTAの一種。

⁵⁹ 朱炎「中国の自由貿易協定へのアプローチとその影響」『Economic Review』7巻2号、2003.4、p.120。

⁶⁰ FTA発効に先んじて特定品目の関税削減・撤廃を実施することを、「アーリーハーベスト」とも呼ぶ。

アジア地域の経済統合におけるイニシアティブの確保や、ASEAN諸国とも関連の深い中国西南部の開発などを狙っていたとされている⁶¹。

(3) 海外市場の開拓

中国のFTAは、相手国の市場を開放させることにより、中国企業の海外市場開拓を支援することも目的としている。中国は現在、「走出去（海外進出）」と呼ばれる戦略を打ち出しており、有力地場企業の外国投資や経営の国際化を奨励している。パキスタンとのFTAでは、中国企業の工業団地である「海外経済貿易合作区」がパキスタンで建設された。中国政府は、FTAに盛り込まれた優遇条件などを利用した積極的な対パキスタン投資を奨励する意向を示している⁶²。

(4) 東アジアにおける経済連携の主導権

現在、東アジアでは、二国間のFTAだけでなく、東アジア全体をカバーする経済連携の枠組が模索されており、これまでに2つの枠組が提案されている。一つは、2004年に中国が提唱したASEAN+3（ASEAN、日本、中国、韓国）でFTA締結を目指す枠組であり、もう一つは、2006年に日本が提唱したASEAN+6（ASEAN+3、インド、オーストラリア、ニュージーランド）でFTA締結を目指す枠組である⁶³。中国は従来から東アジア地域における経済連携に熱心であり、経済連携における主導権確保を狙っていたが⁶⁴、日本が新たな枠組を提唱したことで、東アジアにおける経済連携の主導権を巡って、日本と中国が対抗する形となった。経済連携の経済的効果は、ASEAN+6の方が大きいとされているが、枠組が2つ提案されたことで、東アジア地域の経済連携を目指す動きが発散してしまったとの指摘もあり、今後の動向が注目される⁶⁵。

おわりに

FTAは、締結国にとっては、輸出市場の拡大、構造改革の推進、相手国・地域との経済関係の緊密化など様々なメリットをもたらす反面、FTA域外国にとっては、輸出市場の喪失、FTA域外国企業の競争力低下などのデメリットをもたらす場合がある。現に、これまでの日本のEPA交渉では、メキシコ、ASEANとの交渉などに見られるように、こういったデメリットを回避するためにEPA締結交渉を開始したケースも見受けられる⁶⁶。

韓国、米国、中国は、それぞれ日本にとって重要な貿易相手国であり、各国の今後のFTA政策の展開次第では、日本が貿易から阻害されることによる大きな不利益を被る可能性がある。今後の日本のEPA政策の展開においては、諸外国の動向にも注意を払いつつ、今まで以上の戦略性が求められていると言えよう。

⁶¹ 大西康雄「中国のFTA戦略と海外直接投資—ASEANを中心に—」『東アジアFTAと日中貿易』アジア経済研究所、2007、pp.108-113；松本 前掲注(54)、pp.21-24。

⁶² 真家陽一「中国の経済外交分析 FTAの積極活用で外資導入国から海外進出国へ変貌する中国」『エコノミスト』85巻39号、2007.7.31、pp.98-101。

⁶³ 尾池厚之「東アジアを舞台とする各国の攻防—経済連携交渉をめぐる主導権争い—」『貿易と関税』55巻9号、2007.7、pp.10-40。

⁶⁴ 山下英次「東アジア共同体の課題・1 FTAの次に何を狙うか？」『貿易と関税』56巻4号、2008.4、p.48；松本 前掲注(54)、pp.22-23などを参照。

⁶⁵ 木村福成「東アジアの地域主義」馬田・木村編 前掲注(37)、p.10；馬田啓一「東アジアの地域主義と日本のFTA戦略」同書、p.237。

⁶⁶ 浦田ほか 前掲注(13)、pp.118、128などを参照。